



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教育・福祉・統治性：能力言説から養生へ
Author(s)	白水, 浩信
Citation	教育学研究, 78(2), 162-173 https://doi.org/10.11555/kyoiku.78.2_162
Issue Date	2011-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84063
Type	journal article
File Information	78_KJ00007296161.pdf



教育・福祉・統治性

— 能力言説から養生へ —

白水 浩 信*

本稿は、教育 (education) の原義を能力を引き出すこととする語源解釈から福祉との連携を図る言説を批判的に検証するものである。人間をその能力において把握し、国力の増大、社会的福祉の増進を目指すとする統治言説の系譜は、西洋では近代ポリス論にまで遡りうる。教育と福祉を接合するこの基本的視座を克服すべく、教育の語源を歴史的に再検討し、それが食に支えられた養生の営みであったことを明らかにする。

1. はじめに

近年、教育と福祉の連携が強く求められている。例えば広井良典は新聞の取材に対し、こう答えている。「エデュケート (教育する) という言葉の原義は「その人の可能性を引き出す」という意味だ。これは今後の福祉の方向である「ポジティブ・ウェルフェア」、つまり積極的かつ予防的な福祉という発想とまさに重なる。教育と福祉の分野の壁を取り払った連携と、政策支援の強化が今こそ求められている¹⁾。格差社会の広がりの中、貧しさゆえに十分な教育を受けることもできず、その能力を発達させる機会も奪われ、「貧困の連鎖」に陥っていく現状を前に、従来のような教育と福祉が制度的、財政的に住み分ける仕組みでは有効な対策を打ち出せないと広井は主張する。

しかし教育 (education) の原義は「可能性」を引き出すことだとする通説に依拠する発想で、教育と福祉を連携させていくことができるのだろうか。そのような発想の下で、教育と福祉の連携は、これから本当に積極的・予防的な福祉という方向で追求されるべきもので、それは新しいのか。例えば西部邁も、教育の「原義」を同じように能力を引き出すこととしながら、費用対効果が幅を利かせる今日の文脈において、ロジックを容易に反転させ、「潜在力 (ポテンシャル) の乏しい子供にいくら教育をほどこしても、限界がある²⁾」と断じている。

戦後、福祉と教育の連携の緒にあって、その必要性と必然性を深く自覚していた日本国憲法にさえ、「最低限度の生活を営む権利」と並んで、「能力に応じて教育を受ける権利」として、福祉と教育が辿ってきた歴史の刻印を読み取ることができる³⁾。また戦後教育学が熱心に能力主義批判を展開してきた背景には、18世紀にまで遡りうる教育と福祉の統治化の歴史が存在し、そのなかで「能力」言説が統治空間を席卷していった経緯がある。いずれにせよ、われわれはどうして教育を語るにあたって、かくも「能力」という言葉に依存してしまうようになったのか、そう問わねばなるまい。広井の言うように、教育と福祉の連携によって、切迫した窮状を一刻も早く解決しなければならないのは首肯できるが、「能力」言説に引きずられる限り、結局、学力からコンピテンシーに至る「能力」の徹底した商品化、いや人間の徹底した「能力」化に加担することになりはしないだろうか。

そこで本稿では、ひとまず「能力」を括弧に括り、われわれの思考のなかで、教育と福祉の結合を可能にしている概念装置の一つとして捉えておきたい。そのうえで本稿では、「能力」をはじめとした諸概念によって構成される、教育と福祉を接合させてきた言説空間の歴史的生成を素描していくことにする。近代以降、社会の生理として現出する貧困問題を前に、われわれはいつも教育と福祉を——そして治安や衛生をも——一体のもの

*しろうず ひろのぶ 神戸大学

キーワード：近代ポリス論／能力言説／有用性の原理／人的資本／*τροφή*-educatio の古層

して語ってきたのだ。それはどのような歴史的契機によって規定され、いかなる言説の磁場を構成してきたのか。それはすなわち、教育と福祉がいかなる歴史的文脈の中で生成し、絡まり合ってきたのかに関する系譜学 (généalogie) の試みである。この系譜を明るみに出すことによってはじめて、教育と福祉が連携する新たな視座を切り拓くことができようというものである。

2. M・フーコーの統治性批判

その際、ミシェル・フーコーが手がけた統治性 (gouvernementalité) に関する研究を参照しておくべきであろう。端的に言って、それは統治空間における「福祉」の立ち現れ方の歴史でもあるし、そこには看過しがたい形で「教育」の問題も含み込まれているからである。特に近年、コレージュ・ド・フランスで統治性を本格的に扱った際の講義録、『安全・領土・人口』及び『生政治の誕生』が相次いで刊行された意義は大きい⁴⁾。これまで講義を録音したカセットテープから聴取するという方法でしか、フーコーの統治性研究の構想と到達点を推定できなかったのだが⁵⁾、今や、草稿や原史料とも照らし合わせた詳細な校訂が付された講義録の刊行により、これまでにない精度と再検証可能性をもってその全貌が開示されたのである。

そこでまずは本稿の関心にそって、フーコーの統治性研究を振り返っておこう。もとより限られた誌面の中で、多様な主題に関して詳細に論じられたフーコーの講義を余すところなく祖述することなど困難である⁶⁾。ここでは、教育と福祉の生成、干渉、接続の系譜学を素描するという関心にとって必要な範囲で、フーコーの統治性研究を整理しておくことにしたい。

フーコーの「統治 (gouvernement)」に関する関心は、この言葉のもつ政府や行政、組織管理といった一般的語義からすればかなり広範なものであり、射程は古代の初期キリスト教の司牧 (pastorat) の誕生から現代の新自由主義にまで及んでいる。

これら多岐にわたる主題を結びつけている鍵概念の一つが「導き (conduite)」である。まずフーコーは、ナジアンゾスのグレゴリオス (Grégoire de Nazianze, 329-389) の言葉として、人間を統治する司牧が「術中の術」であり、「知恵の中の知恵」であることを紹介し⁷⁾、司牧はまさに「魂のオ

イコノミア (oikonomia psuchôn)」であったことに注目する⁸⁾。これをフランス語に訳せば「魂の導き (conduite)」であるとし、フーコーは次のような解説を加えている。「つまり、この「導き (conduite)」という言葉は二つの事柄を指す。導きとは、もちろん導く (conduire) 活動のことであり、何なら教導 (conduction) と言ってもよい。しかしそれはまた、導き、導かせ、導かれるやり方、つまり導きや教導活動といった導きの効果の下に行動していると自覚する方法のことでもある⁹⁾」。すなわち司牧は「導き」を旨とする統治活動そのものであり、人間とその行動の間に展開する一つの権力の型である。中世を通して、人々をいかに導き、またどのようにふるまわせるかという「導き」の問題こそ、人間たちを統治する司牧活動の要であり続けた。やがて宗教改革を機に教会の司牧が危機に瀕した16世紀、統治の問題は世俗化され、さまざまな文脈で問い直されることになる。その際、とりわけ子どもの教育において「導き」の問題が爆発的に噴出したと指摘されているのは、われわれ教育史研究者にとっても興味深い¹⁰⁾。

こうして16世紀の司牧の危機に端を発した、自己の統治、魂の統治、振舞いの統治、子どもの統治という様々なジャンルの統治術文献の簇生に伴われ、やがて「国家」を統治するという固有の関心も浮上してくる。それは中世封建制下で支配的であった法＝主権の行使という枠組みから距離を置く、人間たちの日常的なふるまいを絶えず導き、配慮する国家とはいかにあるべきかという関心の出現である。すなわち国家統治に固有の目的、対象、方法を見定め、統治に内在的な合理性(「統治的理性 (raison gouvernementale)¹¹⁾」)を追求する新たな枠組みの探求がはじまったのである。これが「国家理性 (raison d'État)」として捉えられる統治性の歴史の新たな局面である¹²⁾。本稿では特に、国家理性論の一つの典型的な現れ方、内務行政に関する固有の学説として知られる「ポリス (police, Polizei) 論」に着目する。次節にて詳述するように、18世紀、司牧権力の行使はポリスに携わる行政実務家たちの手に移り、主体とその行為可能性の間に「能力」という関数を打ち立てることによって、かつてない規模の「導き」による統治を企図していくことになる。かつて、筆者はそのフランスにおける代表的文献、ニコラ・ドラマール (Nicolas Delamare, 1639-1723) の『ポリ

ス論』(1705-19, 38)を取り上げ、教育的統治の生成に関して詳細に検討しておいたが¹³⁾、本稿ではあらためて、教育と福祉が、「能力」を軸に、いかなる言説空間のなかで生成・結合していったかという点から再論と補説を試みる。

3. 近代統治論における教育と福祉

(A) 近代ポリス論

本節では、フーコーが近代統治論の嚆矢として取り上げた、17世紀末から18世紀にかけて著されたポリス論の代表的文献を再読し、教育と福祉が国家統治という歴史的文脈に立ち現れる際にあった議論の特徴を四点に絞って指摘していくことにしたい。

その萌芽を少なくとも16世紀にまで遡りうる、西欧諸国に広がったポリス関連文献は4,000件を越すといわれ¹⁴⁾、近代の緒にあって、ポリス論を舞台に国家統治のあり方をめぐって盛んに議論が交わされ、行政実務論として練り上げられていったことが分かる。講義の中でフーコーは、再三にわたってポリスの特徴を捉えようとしているが、その最も端的な要約は次のものである。「17世紀以降、人は国家のよき秩序を完全に維持しながら、国家の諸力(forces)を増大させる諸手段の総体をポリスと呼ぶようになった¹⁵⁾」。まずポリス論の特徴として指摘しておきたい第一の点は、この国家の諸力の認識とその維持、増大を図るというポリス論の基本的目標である。ポリス論を経ることによって、国家の諸力なるものがいかなるものであるかが認識され、どのような方法を用いればこれに作用することができ、また増大させることができるのか。こうした国家統治に固有の思惟の蓄積が開始されたのである。

このようなフーコーの見解を支えているのは、18世紀オーストリアにあってポリツァイ学(Polizeiwissenschaft)を理論化・体系化したフォン・ユスティ(Johann Heinrich Gotlobs von Justi, 1720-1771)の議論である。フォン・ユスティはその『ポリツァイ学の基本原理』(1756)の冒頭で、「ポリツァイの最終目的は、適切な内政規則にしたがって国家の一般的能力(das allgemeine Vermögen des Staats)の維持、増大を実現することにある¹⁶⁾」と述べている。しかし「国家の一般的能力」、すなわち国家が保持する可能態としての「能力(Vermögen)」とは何であるのか。フォン・

ユスティはさらに続けてこう説明している。「国家の一般的能力は、国全体とその成員の全ての財からだけでなく、すべての人間の技能(Geschicklichkeit)や能力(Fähigkeit)から構成される。それゆえポリツァイは、絶えずこれら多様な財の間の一般的関係を明瞭にするよう努め、社会的幸福(die gemeinschaftliche Glückseligkeit)を増進させる手段をさらに有用で不可欠なものにすべく努力しなければならない¹⁷⁾」。つまり「国家の一般的能力」とは単に物質的な富だけではなく、国家を構成する人間の「技能」や「能力」をも含んだ、社会的幸福を実現する国力の総体として把握されている。それゆえポリスの使命は適切な内政規則の制定・運用によって、国力を構成する物質的、人間的諸要素に働きかけ、いかに国力のさらなる増大を効果的に導くか、またそのことによっていかに社会的幸福を実現するかという点にかかっている。ここで特に強調しておきたいのは、国力の構成要素として、その「技能」や「能力」のもとに把握された「人間」である。統治性の歴史においてまず特筆すべきは、人間がその生活を構成する諸活動との関係から「能力」によってその属性を表象され、このとき人間主体は自らの「能力」を支点に国力の増大へと媒介される統治の客体へと転化したという点である。

第二に指摘しておきたいのは、ポリスにとって人間という統治の客体が、いかなる視野の下に捉えられ、配慮され、働きかけられたかという点である。もとより普遍的な意味での「能力」などというものが存在するわけではない。常に一定の目的(telos)との関係において「能力」は構成され、可視化されてきたのであり、ここではポリスによる統治において、いかなる文脈のなかで「能力」が問題にされるにいたったのかを確認しておくことにしたい。

統治対象としての人間という関心は、早くもポリス論の草創期から見出せる。フーコーがしばしば参照するテュルケ・ド・マイエルヌ(Louis de Mayerne Turquet, 1550-1615)の『貴族的・民主的な君主制』(1611)には、すでに次のような見解を認めることができる。「人間はすべてポリスの臣民(subject)である¹⁸⁾」。これはいったいどういうことか。テュルケは次のように述べている。「活動やふるまいの導き方次第では、徳にも悪徳にも染まっていく生のままの人間(l'homme nature)

を、臣民としてポリスに委ねよう。ポリスによって、幼少期から市民・政治生活にはいる成熟期まで、その身分に応じて導かれることで (conduct)、国家の身体を歪める欠陥が一つもなくなることを目指すのだ¹⁹⁾。ここには、既述の人間の「導き」に対する司牧以来の関心がはっきりと読み取れる。

実際、テュルケは人間を有用な存在へと導くことをポリス固有の使命として捉えている。彼はポリス実務を四部局に分掌させ、その筆頭格にあたるポリス局 (Bureau de police) に、人々の状態、習俗、生業や居住状態を規制するという任務を与えている。このポリス局の具体的任務はといえば、臣民を国家にとって有用な存在へと導くべく、幼年期から初歩の読み書きを教え、生涯にわたって習俗や職業を指導し、監督するというものである²⁰⁾。フーコーもまたこの箇所特に注目しながら、次のように総括している。「とくに本質的・特徴的に見えるのは、ポリスの核心自体にあるものである。すでに話したポリス固有の部局が何に配慮し、何に注意を払うべきなのかを見れば、それが一方では教育 (éducation)、そしてまた職業、諸個人の就労 (professionalisation) であることに気づかされる²¹⁾」。

フォン・ユスティのポリツァイ論もまた、「学問 (Wissenschaften)」と「若者の教育 (Erziehung)」に関する主題を、ひとえに国家有為の人材に必要な「能力 (Fähigkeiten)」と「素質 (Eigenschaften)」に対する配慮として論じている²²⁾。近代ポリス論以後、「教育」と「就労」は能力統治、すなわちその養成と配置からなる文脈によって構成されていく。このことは、次項で取り上げるポリスの対象領域に必ずと言っていいほど、学術と職業が含まれていることとも大いに関連している。司牧における人間の教導に関する関心と技法は、彼岸における救済という目的から此岸における国力の増大という目的へと軌道修正され、「教育」と「就労」という典型的文脈における「能力」の統治としてポリス論へと継承されたのである。

第三の特徴は、ポリスの対象領域が具体的にはどういった分野にわたるものだったのかという点に関わる。モンテスキューが、「ポリスは刻々と生じる物事に携わり、通常些末なことこそが問題になる²³⁾」と述べているように、細々としたすべてが、ポリスの対象と言ってよい。ただしポリスの

対象領域はただ雑然と構成されているわけではない。例えば、ドラマールの『ポリス論』では、ポリスの対象は「魂 (âme) への配慮」、「身体 (corps) への配慮」、「財産 (fortune) への配慮」という三つのカテゴリーに分類され、さらに細分化されて、魂への配慮には宗教と習俗が、身体への配慮には健康と食糧、道路、治安が、財産への配慮には学術、商業、工業、労働者が割り振られている。そして三つのカテゴリーをすべて横断する、ポリスの特権的对象が貧民なのである²⁴⁾。

あるいはフォン・ユスティの場合、ポリツァイの対象は次の三つのカテゴリーに分類されている。一、国土開発 (Cultur der Länder)：国土開発、住民政策、公共建設事業。二、産業 (Nahrungsstand)：農業、林業、鉱業、工業、商業、通貨、金融、価格。三、習俗 (sittlichen Zusutande)：宗教、習俗、学術教育、貧民、治安²⁵⁾。ヘーゲルの『法哲学綱要』(1821) にも、「福祉行政」と翻訳されてきた経緯のあるポリツァイに関する議論があるが、その対象領域もやはりポリス論の伝統を引き継ぐ形で、治安、公共建設事業、産業・流通、教育、衛生、貧民、植民といったものがあがっている²⁶⁾。

論者によって若干の違いはあるものの、ほぼ同様に設定されたポリスの対象領域からは、ある共通した発想を読み取ることができる。それは統治の客体としての人間、その生活の場をすべて網羅しようとする発想である。まず対象領域の設定のされ方それ自体が、まさに個々の人間が生存し、活動している状態を把握しつくそうとするものであった。それはただ単に網羅的であるのみならず、人間の生活領域に関する認識を統治固有の知として体系化し、社会的幸福に裨益しようとするものである。フォン・ユスティは、「多様な財に関する完全な知識 (Kentniß) がなければ、ポリツァイの最終目的を達成することはできない。それゆえすべての対策は、共同体の現況に関するあらゆる関係、あらゆる部分にわたる知識に基づかなければならない。この知識なしに有用かつ効果的なポリツァイ制度もポリツァイ法も実現不可能である²⁷⁾」と力説している。ポリスの対象領域の枠組みが提示しているのは、この共同体の生活のすべての局面に関する知であり、〈生〉そのものを国力を増大させる要素として認識可能にする読解格子にほかならない。これまで、その運命と偶然に左右

され、とらえどころなく漂ってきた〈生〉の諸相は、その活動の諸属性によって分節化され、ポリスの配慮によって、有用にして無駄のない存在へと教導され、国力の増大——それは同時に、社会的幸福の増進として現前するとされる——へと組み入れられていく。

その際、こうした有用なる〈生〉の枠組みから外れ、周縁化される人々は、「貧民」という特異な形象において可視化される。むしろそれゆえに、常にポリスの特権的な対象と見做されてきたと言った方が正確である。怠惰や浪費、棄児や老齡、病氣や障害といった多様な原因によって構成され、物乞いや浮浪者、強盗や盗賊、暴徒にいたるまで様々な悪弊へと帰結するとされた「貧民」こそ、ポリスの目的である有用な人間の極北に位置していた。貧民を排除し、予防することはポリスの焦眉の課題である。次項で検討する功利主義も特にこの貧民対策を重視し、次第に貧困問題は社会福祉という統治上の関心を専有するにいたる。

最後に、この「福祉²⁸⁾」という問題構制が成立していくにあたって、ポリス論が果たした固有の歴史的役割、すなわち西洋の社会福祉思想を可能にした歴史的条件としてのポリスの意義について検討しておきたい。「福祉」の実現が統治の目標として掲げられるようになったのは、ビスマルクのプロイセンやベヴァリッジ計画よりはるかに古い。それはすでにポリス論のなかに胚胎していた。ポリスが必ずや、「福祉」を実現するものとして自らを措定してきた点を看過することはできない。

例えばドラマールは、冒頭から「ポリス固有の目的とは、その生において享受しうる最も完全なる至福 (felicité) へと人間を導く (conduire) ことである²⁹⁾」と宣言している。「最も完全なる至福」へと人間を導くとは、まさにポリスによる統治が「福祉」の実現をめざすものであるということにほかならない。フォン・ユスティのポリツァイ学の定義であっても同様である。「ポリツァイ学とは、国家の一般的能力を維持、増大させ、社会的幸福 (Glückseligkeit) の増進を適切に実現させるための学 (Lehren) である³⁰⁾」。ここでもやはり「社会的幸福」の増進が、ポリツァイの最終目的たる国力の増大と結びつけられて重要視されている。ポリス、すなわち後に内政や行政と総称される統治実践の目的 (telos) は、法と正義の守護でも、主権の行使でもないし、ましてや彼岸における救済

でもなかった。それは国力の増大によって実現されるはずの「福祉」の増進である。これは単に統治を正当化するレトリックでもなければ、ユートピア構想でもない。ポリスにおける「福祉」は国力の増大の真価を評定し、その有用性の原理を駆動させる操作媒体である。ポリスにとって「福祉」は、統治がいかに国力の増大にとって効果があり、有用であったかの重要な判断指標となる。ポリスは「福祉」という統治目標を前に、国力の増大という、有用性の原理に貫かれた統治戦略を組むことができたのである。

近代ポリス論の四つの特徴を図式的にまとめるとするなら、次のようになる。(1)国力の増大と結びついた人間の能力の客体化。(2)教育および就労管理による統治。(3)〈生〉を網羅する読解格子による統治固有の知の産出。(4)社会的福祉の実現によって示される統治の有効性。つまりポリスは国力を増大させることによって社会的福祉を増進し、人間の能力に働きかける教育はその主要な手段を構成しながら、人間の〈生〉を包囲する戦線——習俗、衛生、学校、生業、治安、救済——へと繰り出していったのである。このようなポリス論によって切り拓かれたパースペクティブによって、行政実務家たちの教育や福祉に関する思惟は歴史的に規定されてある。戦前日本の内務官僚は「牧民官」を自称していたが、まさに彼らは現代の司牧 (pastorat) であり、ポリスの担い手であった。ポリスによって結びつけられた教育と福祉をいったん断ち切り、これからいかにして結び直すことができるのか。そのことが今、問われなければならぬまい。

(B) 功利主義から人的資本論へ

フーコーは近代における統治性の展開を三つの局面に分けて分析しているのだが、その緒にあってポリス論を取り上げていたことはすでに述べた。統治性の展開の二番目の局面は、重農主義によるポリス批判、政治経済学 (économie-politique) の創始³¹⁾、すなわちホモ・エコノミクスの登場である。国家による市場介入の排除 (レッセ・フェール)、市場の自然 (nature) を原理とする「つましい統治 (gouvernement frugal)³²⁾」を標榜する自由主義的統治の台頭である。フーコーは自由主義的統治の延長上に功利主義を位置づけ、統治の効用と限界をその有用性 (utilité) の評価によって徹

底させようとした議論として取り上げる³³⁾。本項では、近代ポリス論以後の統治言説がどのような変遷をたどっていったのかについて素描すべく、功利主義についてごく簡単にふれておきたい³⁴⁾。

J・ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』の冒頭は、人口に膾炙したの次の一節ではじまる。「自然は人類を苦痛 (pain) と快楽 (pleasure) という、二人の主権者の統治 (governance) のもとにおいてきた³⁵⁾」。その上で功利 (utility) の原理に関してベンサムは、「その利益 (interest) が問題になっている人々の幸福 (happiness) を、増大させるか、減少させるかにみえる傾向によってすべての行為を是認したり、否認したりする原理³⁶⁾」と簡潔に定式化してみせる。ポリス論にも通暁していたベンサムは、統治の根幹にこの功利 (= 有用性) の原理を据えることで、快楽そのものをめざして快楽それ自体に働きかけるシステム、そして快楽そのものの別の謂いにほかならない「幸福」の達成の度合いによって統治の効用を評価するシステムを確立しようとした。功利の原理が「至福の共同体 (the fabric of felicity)」を生み出すとされる所以であり、その限りにおいてポリス論における社会的福祉の実現という目標と軌を一にする³⁷⁾。

こうした「幸福」を統治の至上目的とし、その達成度から統治の最適化を図るシステムのなかにあつては、「教育」は決定的に統治の手段と化す。J・ミルが「教育 (education)」を定義するにあたって、「教育とは、通常でもここでの意味でも、精神 (mind) を可能なかぎり幸福の原因たらしめるための手段のことである³⁸⁾」と述べたのは典型的である。「教育」は人間の精神的能力を発達させ、個人的かつ社会的な「幸福」を追求する手段としてその地位を確立する。ベンサムをはじめ、当時、教育に関心をもった多くの人々を魅了した骨相学 (phrenology) が、脳に局在化される「諸能力 (faculties)」の集合体以外の何ものでもない人間像を描いたことはこうした背景を抜きに理解できるものではない³⁹⁾。脳科学が跋扈する今日、われわれはなおも諸能力に還元された人間に、「教育」によって働きかけようとしているのである。

功利主義によって統治の有用性の計算可能性への道が開かれ、その後さらなる費用対便益分析の精緻化が推し進められていく。フーコーが第三の統治性の展開として特に注目している人的資本論

などはその好例である。人的資本論の草分け J・ミンサーによれば、人的資本論は単なる就学や職業訓練が及ぼす所得への影響算定にとどまるものではない。「家庭 (home) 投資」と呼びうるような両親が子どもに費やす時間や諸々の資源をも視野に収める⁴⁰⁾。また人的資本投資によって得られた収益は再び「教育」に政策投資され、所得格差を埋め合わせる「福祉 (welfare)」として還元されるのが有効であるとされ、こうして有用性の円環が閉じられる⁴¹⁾。そのためには経済学者は、「収入や生産性に与えるいろいろな種類の能力 (ability) の数量的な効果⁴²⁾」についてもっと知らなければならないという。「教育」と「福祉」に関する思考は「能力」と「有用性」の枠組みから、ますます逃れられなくなっている。このような言説状況において、なおも「能力」を引き出すという「教育」の語源解釈から、「福祉」との連携を模索しても、費用対効果の壁を越えられないのではなかろうか。

4. 《教育 (education)》の原義の向け変え

これまで検討してきたように、われわれは近代ポリス論をひとつの契機として、「能力」、「有用性」、「国力」、「社会的福祉」といった諸概念を獲得し、統治言説の内部で「教育」を語ることを常とするにいたった。この自明性は、「能力を引き出す」ことを《教育 (education)》の原義として錯覚するほど、根底的なものである。

しかし本当に《教育 (education)》の原義は能力や可能性を引き出すことなのだろうか。寺崎弘昭は《教育 (education)》の語源に関して、「「能力を引き出す」とかいうような矮小なことを考えると駄目」と一蹴した上で、それを「生を養う営み」として捉え直すことを主張している⁴³⁾。本稿も同様の視座に立つものであり、寺崎の議論を別の角度から補強し、発展させるべく、《教育 (education)》の原義について掘り下げてみたい。それはほかでもない、「能力」に絡め取られた統治言説からわれわれの思考を向け変え、《教育 (education)》を〈福祉 (well-being)〉そのものとして再定位する試みである。

まず英語 education にせよフランス語 éducation にせよ、ラテン語 educatio を語源とすることは疑う余地がない。『オックスフォード・ラテン語辞典』はラテン語 educatio に「(若者を) 育てるこ

と (rearing)、成長させること (upbringing)、養うこと (nurture)」、また驚くべきことに「(動物の)飼育 (breeding)」という意味まで充てている⁴⁴⁾。その含意するところは明白で、これから検討するように、educatio は〈食〉を核とした、〈生〉を養い育てる営みにほかならない。このラテン語語義を反映して、『オックスフォード・英語辞典』は英語 education の最古層に属する語義として、「子どもや若者、動物を養い (nourishing) 育てる (rearing) 過程」を筆頭に掲げているのであり⁴⁵⁾、1495年に初出とされるフランス語 éducation にしてもまったく同様で、17世紀までは特に養うこと (nourrir)、養育 (nourriture) を意味したとされるのはそのためである⁴⁶⁾。

またラテン語 educatio が動詞 educare (養い育てる) に対応したものであることは言を俟たない。これとよく似た動詞 educere (外に引き出す) とは区別されるべきで、後者の名詞形は eductio という語が別に存在する。4世紀末の文法学者ノニウス・マルケッルスは、educere と educare の違いを次のように説明している。「educere は外に引き出すこと (extrahere) であり、educare は養うこと (nutrire)、前に進めること (provehere) である⁴⁷⁾」。にもかかわらず両者は語形においてよく似ていることから、しばしば混同され、今日まで education の原義を「能力を引き出すこと」とする謬説を生じる因となってきた。I・イリイチなどは、この educere 語源説をはっきりと斥けている⁴⁸⁾。education の語源を educere に求めてきた歴史は、「能力」を統治しようとするポリス言説を抜きには語れまい。

education は養い育てることを原義とする。このことを強調するにあたって、ラテン語 educatio の用例を確認しておきたい。トイプナー・ラテン叢書の電子テキストを用いて educatio の用例を検索してみると、69件ヒットする⁴⁹⁾。なかでも目を惹くのは、紀元1世紀半ばに著されたコルメッラの『農業論 (de re rustica)』であり、11件にものぼる⁵⁰⁾。豚にはじまり、馬、羊、犬の飼育、とりわけ雌鶏をはじめとする家禽類の飼育の文脈では頻出する。このこと自体、educatio が生きものを養い育てる意味あいでも用いられていたことの何よりの証である。

次に注目しておきたいのはキケロ (M. Tullius Cicero) の用例であり、数からいっても7件と比

較的多い⁵¹⁾。例えば『善と悪の究極について』には、親子の情愛の自然さについて言及する一節があり、「自然の力は、動物たちにもはっきり見て取ることができます。出産と子育てに (in fetu et in educatione) 彼らが払う苦勞を目にすると、われわれは自然そのものの声を聞いているように思えるものです⁵²⁾」と述べている。ここでも educatio は人間のみならず、動物をも含めた子を養い育てる営みとして捉えられている。それどころではない。同書の終盤では、「大地 (terra) が生み出すものたち」、すなわち植物にさえ「生長 (educatio)」と「成熟 (perfectio)」があると言うのだ⁵³⁾。この箇所は寺崎も重視しているとおり、educatio がまさに生きとし生けるものの養育、成長 (生長) に与る営みであったことを告げる重要な一節である⁵⁴⁾。

さらにもう一つキケロの『法律について』には、興味を惹く educatio の用例を指摘することができる。その表題からしてプラトンの『法律』を強く意識して執筆されたキケロの『法律について』は、プラトン自身とされる「アテナイからの客人」に擬してキケロ自身が、弟クイントゥスと友人アッティクスを相手に法律について議論するという様式で書かれている。引用箇所はキケロが当時の元老院階級の腐敗を嘆き、今は理想の法律に従う未来の人々について議論しているから、この話題を回避したいと述べる一節である。キケロが、「しかし、このこと (人々が悪徳に染まらずにいること——括弧内筆者) は、ある種の教育と陶冶によるのでなければ (nisi educatione quandam et disciplina)、達成することは難しいだろう。これについては機会と時間があれば、たぶん何か言うことがあるだろう」と述べると、対話者のアッティクスが、「しかし、教育と陶冶 (de educatione et de disciplina) にかんするその論題は、たとえあなたが省こうとしても、わたしはあなたに要求したいと思います⁵⁵⁾」と応えている箇所である。

プラトンの『法律』の場合同様、この腐敗した現実の国家から理想国はいかにして設立され、存続しうるのかというアポリアを前に、キケロは educatio と disciplina によって応えようとしているわけである。訳文で「教育と陶冶」とされている箇所は、ラテン語では educatio et disciplina の対句の形をとっており⁵⁶⁾、プラトンの作品にしばしば表れるギリシア語 τροφή (trophê) と παιδεία (paideia) の対句を想起させる⁵⁷⁾。τροφή

とは食糧を意味し、そこから（特に幼年者の）養育、ひいては生活そのものの意味において用いられる。動詞は *τρέφειν* (trephein) であり、*τροφός* (trophos) は養育者、*τροφεία ματρός* (tropheia matros) と言えは母乳を指す。つまりここでのキケロの用例におけるラテン語 *educatio* は、その語法、語義からして、ギリシア語 *τροφή* に対応していることは明白である⁵⁸⁾。

プラトンの著作において、*τροφή* は *παιδεία* と分かちがたく結びつけられており、『法律』では次のような決定的見解が示される。「したがって、教育 (*παιδείας*) とは、これを要するに、わたしたちに言わせれば、正しい養育 (*τὴν ὀρθὴν τροφήν*) なのです⁵⁹⁾」。つまりプラトンはその最後の著作『法律』を執筆するにあたり、*παιδεία* 論の完成に *τροφή* を取り込むことを不可欠だと考えていたに違いない。すなわち幼い子どもを養育すること、〈食〉を通して〈生〉を養う営みの根源にまで降り立つことによって、*παιδεία* は完璧なものとなると考えたのである⁶⁰⁾。

ところが *τροφή* は、プラトンにあっては顕著な早期教育論として意義づけ直され、徹底した国家統治による人間管理の構想のなかに位置づけられる。そしてわれわれは、プラトンが開陳する国家統治構想の背後に、子どもへの不信感をも垣間見る。『法律』の後続する箇所には、「子供というのは、すべての獣のなかでもっとも手に負えないものです。まだ訓練されていない知性の泉を、すこぶる豊かにもっているだけに、それだけ彼は悪賢くて油断のならない、獣のなかでいちばん始末に負えないものなのです、ですから彼をたくさんの手綱で、縛っておかなければなりません⁶¹⁾」という、読むものを暗澹とさせる一節が存在する。プラトンにとって「正しい養育」とは、子どもの獣性を屈服させることにほかならなかったわけである⁶²⁾。

18世紀初頭、フランスにおいて古代以来のポリスに関する学説・法令を集大成したドラマルは、その総論冒頭において、アリストテレスの『政治学』や『ニコマコス倫理学』、キケロの『義務について』とならんで、プラトンの『法律』と『国家』を一際重視して頻繁に参照している。ポリス論の起源を古代に求めることによって権威づけ、その統治の理想を模範とし、再興しようと企図したわけである。とりわけ『法律』は、ポリスがいかに

教育 (*éducation*) を配慮しなければならないかという文脈で参照されており重要である⁶³⁾。かくして *πολιτεία*-police によって拓かれた統治言説は、*τροφή*-*educatio* の古層を *παιδεία*-disciplina 言説によって代置し、覆い隠してきたのである。

5. むすび

—《教育》は〈福祉 (well-being)〉である

以上のように近代ポリス論を中心に、教育と福祉を結びつけてきた言説の歴史的特異性を検証していくなかで、われわれは「能力」を軸とする統治言説の磁場のなかで「教育」を語り続けてきたことが明らかとなってきた。そしてこの桎梏から逃れるべく、『教育 (education)』の原義をあらためて遡るという、一見迂遠にみえる作業を経てきたのである。その結果、われわれは、『教育 (education)』がラテン語 *educatio* およびギリシア語 *τροφή* を源流とする言葉であり、食べさせ、肥え太らせるという営みと深く関わって、〈生〉を養い育てることであったことが分かってきた。それは取りも直さず、『教育 (education)』が〈食〉を通じた〈養生〉の営みそのものであって、まさに〈福祉 (well-being)〉であると主張することにほかならない。

ここでなぜわれわれは食べ続けなければならないのか、念のために振り返っておきたい。分子生物学者の福岡伸一は、『いのちの食べかた』という映画に寄せて次のように説明する。少し長いが引用しておこう。「わたしたちの細胞の中身は驚くべき速さで常に分解されている。時間が秩序を破壊しようとするのに先回りして自らを壊しているのだ。そして壊したはしからまた新たに作り直し続ける。この果てしない営みが「生きている」ということであり、分解と合成の流れをとどめないために私たちは食べ続けなければならない。つまり食物はカロリーではなく流れそのものなのだ。…(中略)…この流れを維持するため、わたしたちは他の生命を殺め、それを食らい、ひととき我がものとし、また次の生命に流れを手渡す。こうして地球上には、38億年にわたって生命が紡がれてきた⁶⁴⁾。人間をも含めた生物はこの滔々たる物質の流れにその身を浴すことで生きており、食べることは生きることそのものなのである⁶⁵⁾。そして生きることが快いことでなくて何であろう。生きることそれ自体が〈福祉 (well-being)〉でなくして

何であろうか⁶⁶⁾。

それゆえ《教育 (education)》はまず食えることからはじめなければならない。かつて堀尾輝久は赤字給食の問題を前に、「それが最も必要とされる時と所で、まさにその理由によって打ち切られる危険性を警告している」と述べ、「福祉行政一般の思想やそのあり方の矛盾を集中的に表現している⁶⁷⁾」と指摘していた。こうした事態は今日もなお、給食費未納の問題として続いている。この問題を克服するには、ポリス的とも言うる福祉行政的発想を根本から改めないといけない。

《教育 (education)》とはその原義において〈養生〉であり、まさに〈生〉を快いと感じることができる〈福祉 (well-being)〉そのものである。ポリス的な視野を継承する福祉国家 (Welfare State) の統治手段なのではない。《教育 (education)》は、共時的な生命の緯系たる〈食〉と、今回はほとんどふれることができなかったが、通時的な生命の経系たる〈産〉とが織りなす、人間が健康で文化的な満ち足りた生活を営む基盤そのものとして位置づけられなければならない。

注

- 1) 朝日新聞朝刊、2011年1月8日、3面
- 2) 西部邁『昔、言葉は思想であった』時事通信社、2009、239-241頁
- 3) 日本国憲法25条及び26条。寺崎弘昭「福祉・教育・治安」花井信・三上和夫編『教育の制度と社会』梓出版社、2000、34-44頁
- 4) Foucault, M., *Sécurité, territoire, population, Cours au Collège de France. 1977-1978*, édition établie sous la direction de F. Ewald et A. Fontana, par M. Senellart, Seuil/Gallimard, 2004 (『安全・領土・人口』高桑和巳訳、筑摩書房、2007)。以下、STPと略記し、() 内に邦訳の頁数を付す；Foucault, M., *Naissance de la biopolitique, Cours au Collège de France. 1978-1979*, édition établie sous la direction de F. Ewald et A. Fontana, par M. Senellart, Seuil / Gallimard, 2004 (『生政治の誕生』慎改康之訳、筑摩書房、2008)。以下、NBPと略記し、() 内に邦訳の頁数を付す。
- 5) 例外的に公刊された講義として、Foucault, M., 'La gouvernementalité,' (*Aut aut*, no.167-168, 1978, pp.12-29)があった。米谷園江「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』第870号、岩波書店、1996、77-105頁
- 6) フーコー自身の簡潔な講義要旨と、編者 M・スネラールによる詳細な講義の位置づけをも参照。Foucault, M., *STP*, pp.371-411; *NBP*, pp. 321-336
- 7) Foucault, M., *STP*, p.154 (186頁)
- 8) Foucault, M., *STP*, p.196 (239頁)。家政の詳細な分析と教育 (education) との関係については、柴田賢一「初期近代イングランド家政論研究」(神戸大学博士論文、2011)を参照。
- 9) Foucault, M., *STP*, pp.196-197 (154頁)
- 10) Foucault, M., *STP*, p.237 (287頁), p.92 (110頁), p.255 (308-309頁)
- 11) Foucault, M., *STP*, p.238, 293 (288、355頁)
- 12) Foucault, M., *STP*, pp.261-318 (317-385頁)；*NBP*, pp.5-6 (7頁)
- 13) 拙著『ポリスとしての教育』東京大学出版会、2004
- 14) von Magdalene Humpert, *Bibliographie der Kameralwissenschaften*, Kurt Schröder, 1937; Foucault, M., *STP*, n.11, p.338 (408頁)
- 15) Foucault, M., *STP*, p.321 (389頁)
- 16) von Justi, J. H. G., *Grundsätze der Polizeywissenschaft*, dritte Ausgabe mit Verbesserungen und Anmerkungen von Johann Beckmann, Göttingen: Wittwe Vandenhoeck, 1782, § 5, S.8
- 17) *Ibid.*, S.8
- 18) Turquet de Mayerne, L., *La monarchie aristodémocratique, ou Le gouvernement composé et meslé des trois formes de légitimes républiques: aux Etats-généraux des provinces confédérées des Pays-Bas*, Paris: Jean Berjon et Jean le Bouc, 1611, p.208
- 19) *Ibid.*, p.208
- 20) *Ibid.*, p.207。その他のポリス関連部局は、ポリス局とともに人間を対象とするも、特に貧民を管轄する慈善局 (Bureau de Charité)、それから物 (choses) を扱う二部局として、商業局 (Bureau de Marchans) と国土局 (Bureau de Domaine) に分けられる。
- 21) Foucault, M., *STP*, pp.328-329 (398頁)
- 22) von Justi, J. H. G., *a. a. O.*, § 295, SS.254-

- 255
- 23) Montesquieu, *De l'Esprit des Lois*, tome II, Paris: Garnier, 1990, pp.192-193 (『法の精神(下)』野田良之ほか訳、岩波文庫、1989、117-118頁)
- 24) Delamare, N., *Traité de la police*, seconde édition augmentée, Paris: Michel Brunet, 1722, tome I, préface, p.4
- 25) Vgl., von Justi, J. H. G., *a. a. O.*, Kurze Vorstellung und SS.10-17
- 26) Hegel, G. W. F., *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Meiner, 1995, SS. 196-203 (『法の哲学』藤野渉ほか訳、『世界の名著44』、中央公論社、1978、462-472頁)
- 27) von Justi, J. H. G., *a. a. O.*, § 6, S.9
- 28) 「福祉」という言葉の歴史については、拙稿「福祉と生権力」(『文化人類学事典』日本文化人類学会編、丸善、2009、400-401頁)を参照。戦前、「福祉」は、中村正直が happiness の翻訳語として充てたことにみられるように、文字通り「幸福」の意味で用いられた。戦後、welfare の定訳とされたのは、日本国憲法の定める社会福祉(social welfare)や福祉国家(Welfare State)の理念の普及によるところが大きい。英語 welfare も 15 世紀のごく初期の用例ではやはり「幸福」と読み替える。
- 29) Delamare, N., *op. cit.*, tome I, préface
- 30) von Justi, J. H. G., *a. a. O.*, § 7, S.9
- 31) Foucault, M., *NBP*, pp.15-23 (17-26頁)
- 32) Foucault, M., *NBP*, p.30 (36頁)
- 33) Foucault, M., *NBP*, pp.41-44 (50-53頁)
- 34) 功利主義、特にベンサムの教育思想については、小松佳代子『社会統治と教育』(流通経済大学出版社、2006)を参照。
- 35) Bentham, J., *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Oxford: Clarendon Press, 1876, p.1 (『道徳と立法の諸原理序説』関嘉彦訳、『世界の名著49』、中央公論社、1979、80頁、なお訳文は適宜改めた)
- 36) *Ibid.*, p.2 (82頁)
- 37) *Ibid.*, p.2 (82頁)
- 38) Mill, J., *On Education*, edited by W. H. Burston, Cambridge U.P., 1969, p.41 (『教育論・政府論』小川晃一訳、岩波文庫、1983、15頁)
- 39) 平野亮「F・J・ガルの学説に見る骨相学の間観」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第4巻第1号、2010、37-46頁
- 40) Mincer, J., *Schooling, Experience, and Earnings*, National Bureau of Economic Research, 1974, p.140
- 41) Shultz, Th., 'Investment in Human Capital', *The American Economic Review*, Vol.51 No.1, 1961, p.15
- 42) Becker, G. S., *Human Capital*, Columbia U.P., 1975, p.235 (『人的資本』佐野陽子訳、東洋経済新報社、1976、260頁)
- 43) 寺崎弘昭・周禅鴻『教育の古層』かわさき市民アカデミー講座、No.27、2006、91-94頁
- 44) *Oxford Latin Dictionary*, edited by P. G. W. Glare, Oxford U.P., 1982, p.587
- 45) *Oxford English Dictionary*, online edition, Oxford U.P., 2010
- 46) Bloch, O., von Wartburg, W., *Dictionnaire étymologique de la langue française*, II^e édition, Press Universitaires de France, 1996, p.213
- 47) Nonius Marcellus, *De compendiosa doctrina libros XX*, Vol.3, Wallace Martin Lindsay [Hrsg.], Saur, 2003, S.718 (Lib. 5-447)
- 48) Illich, I., *Shadow Work*, Marion Boyars, 1981, p.46 (『シャドウ・ワーク』玉野井芳郎・栗原彬訳、岩波現代文庫、2006、113頁)。ただしルソー『エミール』でも引用されている、educit obsterix, educat nutrix の章句をキケロに帰しているのは誤りである。これはワロー(M. Terentius Varro)の言葉として伝わる。
- 49) *Bibliotheca Teubneriana Latina* (BTL-4), Centre "Traditio Litterarum Occidentalium", Sauer & Brepols, 2006
- 50) Columella, L. Iunius Moderatus, *De re rustica.*, I prae.; VI 27; VII 4, 12; VIII 5, 5, 8, 9, 11, 12; IX prae., E. S. Forster and Edward H. Heffner, Loeb classical library 361, 407, 408, 1968-1977
- 51) Cicero, M. Tulli, S. Rosc. 63; *De Orat.* III 125; *Inv.* I 107; *Fin.* III 62, V 39; *Leg.* III 29, 30
- 52) Cicero, M. T., *De finibus bonorum et*

- malorum*, III 62, L. D. Reynolds, Oxford classical texts, 1998, p.125 (『善と悪の究極について』永田康昭・兼利琢也・岩崎務訳、『キケロー選集10』岩波書店、2000、202頁)
- 53) *Ibid.*, V 39 (p.192) (293頁)
- 54) 寺崎弘昭・周禅鴻、前掲書、74-75頁
- 55) Cicero, M. T., *De legibus*, III 29, 30, J. G. F. Powell, Oxford classical texts, p.254 (『法律について』岡道男訳、『キケロー選集8』岩波書店、1999、291頁)
- 56) この対句表現はクインティリアヌスにも見出さる。Quintilianus, *Institutio oratoria*, V cap.10-25, D. A. Russell, Loeb classical library 125, 2001, p.378 (『弁論家の教育2』森谷字一・戸高和弘・渡部浩司・伊達立昌訳、京都大学学術出版会、2009、246頁)
- 57) プラトンの作品において、*τροφήν τε καὶ παιδείαν* という表現は19件にのぼる。des Places, E. S. J., *Lexique de la langue philosophique et religieuse de Platon*, 2^e partie, Belles lettres, 1970, p.396. 特にここでは、Plato, *Polit.*, IV 423d-e (『国家』藤沢令夫訳、プラトン全集11、岩波書店、1976、270頁)を参照。以下、プラトンの著作に関しては、J. Burnet 版 *Platonis Opera*, Oxford classical texts を用いた。
- 58) ここでは、*disciplina* は *παιδεία* に対応する。必ずしもキケローが *παιδεία* を *humanitas* とラテン語訳したわけではない。Cf. Gwynn, S. J., *Roman Education from Cicero to Quintilian*, Oxford U.P., 1926, p.57 (『古典ヒューマニズムの形成』小林雅夫訳、1974、創文社、43-44頁)。高畑時子「キケローのフーマニタス (*Humanitas*)」『*Studia humana et naturalia*』京都府立医科大学医学部医学科、38、2004、84頁
- 59) Plato, *Nom.*, I 643d (『法律』森進一・池田美恵・加来彰俊訳、プラトン全集13、岩波書店、1976、98頁)。ちなみに、16世紀のM・フィチーノによるラテン語訳でも、*παιδεία* は *disciplina*、*τροφή* は *educatio* と翻訳されている。Ficino, M., *Divini platonis opera omnia qua exstant*, Lugduni: F. Le Preux, 1590, p.572
- 60) プラトンは『饗宴』において、すでに〈産
- (*γέννησις*)〉を *παιδεία* 論に組み込んでいる。Plato, *Symp.*, 206e-209e (『饗宴』鈴木照雄訳、プラトン全集5、岩波書店、1974、88-94頁)
- 61) Plato, *Nom.*, VII 808d-e (邦訳、432-433頁)
- 62) ヘルバルトもまた「管理 (*Regierung*)」の文脈で子どもの野性の粗暴さを屈服させる重要性を説く。Herbart, J. F., *Allgemeine Pädagogik*, Philipp Reclam, 1902, S.35 (『一般教育学』三枝孝弘訳、1960、34頁)。また「訓練 (*Zucht*)」の部分には「家のポリツァイ (*die Polizei des Hauses, Hauspolizei*)」という語さえ見出せる。*Ebd.*, S.187 (186-187頁)
- 63) Delamare, N., *op. cit.*, p.11
- 64) 福岡伸一「いのちの識り方」映画『いのちの食べかた』ガイドブック、新日本映画社、2008、23頁 (*Our Daily Bread (Unser täglich Brot)*, Dir. N. Geyrhalter, DVD, Nikolaus Geyrhalter Filmproduktion, Austria, German, 2005)
- 65) 言語はまた人間を養うもう一つの流れである。発話することでこの流れを呼吸し、言葉を学ぶことでこの流れをからだ全体で受け継ぐ。「知とは、まず肉体的なものであり、耳と目はそれを捕らえ、口は伝える」。Pennac, D., *Chagrin d'école*, Gallimard, 2007, pp.156-157 (『学校の悲しみ』水林章訳、みすず書房、2009、175-177頁)
- 66) 寺崎弘昭「生を養う」鈴木七美・藤原久仁子・岩佐光弘編『高齢者のウェルビーイングとライフデザインの協働』(第2章)お茶の水書房、2010、21-35頁
- 67) 堀尾輝久「児童憲章とその問題点」『教育』国土社、No.114、1960、97頁。
- なお19世紀イギリスの救貧制度改革にあたって、救貧院 (*workhouse*) における食事の劣等処遇がさかんに議論されている。*Extracts from the Information Received by his Majesty's Commissioners, as to the Administration and Operation of the Poor-Laws*, 'Mr. Chadwick's Report', London, 1833, pp.251-260
- (本研究の成果の一部は科研費 (20530691) の助成を受けたものである。)

Education, Welfare and Governmentality: Beyond the Discourse of Faculties, toward Nourishing Lives

SHIROZU Hironobu (*Kobe University*)

It is generally said that the etymology of *education* is to draw forth ones faculties. In this paper, I make a few attempts to examine this view on the original meaning of education and to deconstruct the discourse of faculties in the history of education. The question is not how we can make cooperation between educational policy and welfare policy, but how we have come to depend on the concept of faculty in order to imagine both education and welfare. This study, thus, is the genealogy of governing human faculties, which brought the administrative entity compounded from health, security, welfare and education. We must begin to define the historical conditions of the governmental technology so as to surmount it.

On this point, we can refer to Michel Foucault's approach to the history of *governmentality*. According to him, the pastoral care in the early Christianity inaugurated Western governmentality, and then *raison d'État* and police succeeded to their perspective and technology in the modern State.

The police, in the 18th century's meaning, is an ensemble of means to increase forces of the State and to maintain the State in good order. It could be characterized by four points. First, it is the goal of police to reinforce the State's potential which includes skills and faculties of its inhabitants. Second, the police operate on individual faculties by way of promoting education and profession to render them competent for social happiness. Third, it covers the whole field of lives and attributes each phase of living acts to governmental significance and value; life is articulated and analyzed in relation to such domains as morality, health, security, arts and science, and paupers. Finally, it is evaluated by the measure of social welfare which is the operator of utility of

governance. These viewpoints are refined and systematized in utilitarianism and human-capital theory, which are conveyed to us. In this way, our thought of education is firmly imprinted by the discourse of faculties which is rooted in the science of police. It is possible to say that education remains seized by the perspective of police so far as we discuss it with the concept of faculty.

It should be converted from the education of faculty. To begin with, it is necessary to reexamine the etymology of education. It is obvious that education is derived from the Latin word *educatio* which meant *rearing of young person, upbringing, nurturing and moreover breeding of animals*. Its verbal form is not *educere* which is to draw forth something, but *educare* which is to nourish someone or some animals. This paper especially cites the important usages of Columella's *De re rustica* and some works of Cicero. They use the word *educatio* not only for human being, but also for animal, fowl and even for plant. Furthermore, the expression *educatio et disciplina* appears in Cicero's *De legibus*, and it reminds us of the Greek phrase *τροφή και παιδεία* in Plato's work. The Latin word *educatio*, namely, corresponds to the Greek word *τροφή*, which means nourishment, food and livelihood itself, rather than *παιδεία*. To conclude, the original meaning of education is not to draw forth faculty or ability, but supporting life with nourishing on the basis of verbal tradition of *τροφή - educatio*. This is why I insist that education is none other than well-being, as long as we live by eating while feeling pleasure.

Key words: science of police / faculty discourse / principle of utility / human capital / etymology of education